

# 除雪機

会員様限定

## ご利用ください！

レンタルは、  
事前のご予約を  
お願いします。

運搬が困難な方は、  
ご相談ください。

なんと！  
レンタル無料  
但し、燃料費等の消耗品は、  
実費必要です。

使い方は、簡単です。  
ご不安な方は、事前に  
使用方法をお教えします。



辛くて大変な除雪作業を軽減！  
冬をもっと快適に過ごしませんか？

➤ 詳細は裏面をご確認ください。

## 胎内市商工会除雪機利用要項

目的：会員事業所の職場での業務効率化を推進し、労働時間の削減など労働環境の改善に資することを目的

対象：胎内市商工会の会員事業所

対象期間：12月から3月（概ね）の除雪が必要な期間

貸出期間：除雪に必要な日（1回の貸出につき1日（当日返却）を限度とする。）【要予約】

運搬：原則、利用者で運搬すること。但し、運搬が困難な方はご相談下さい。※1

※1：運搬には、別途費用が発生する場合があります。

使用料等：除雪機の使用料（レンタル代）は、「無料」です。

但し、その他燃料（ガソリン）等の消耗品費用は、すべて利用者の負担とし、燃料（ガソリン）は返却時に満タンにして返却すること。※2

※2：やむを得ず返却時に燃料（ガソリン）を満タンにできない場合は、実費により清算となります。

利用責務：利用者は、除雪機を善良なる管理者の注意をもって使用し、適正に保管すること。

利用者は、貸出時と同等の状態で返却しなければならない。

利用責任：レンタル中に発生した事故、故障、盗難等について、当会は一切の責任を負わない。

利用者の故意又は重大な過失により除雪機に損害が発生した場合、当会はその修理費用等の負担を利用者に求めることができる。

禁止事項：利用者は、次の行為をしてはならない。

- ①第三者への転貸
- ②危険な方法での使用
- ③法令に違反する行為への使用
- ④当会が不適当と認める行為

その他：本要項に定めのない事項については、当会が必要に応じて別途定めるものとする。

胎内市商工会 2025.12.16

## 除雪機利用申込書

私は、胎内市商工会除雪機利用規定に同意し、利用を申し込みます。

年 月 日

利 用 日	令和 年 月 日
利 用 者 名	
利 用 者 住 所	
使 用 場 所	
電 話 番 号	
摘 要	

利用申込書は、必ずお電話で予約状況を確認してから送付して下さい。

問い合わせ先

胎内市商工会 TEL 0254-43-3624 FAX 0254-43-5773